

宇部市インバウンドデジタルクーポン発行管理運営業務委託に係る業者選定方針

1. 契約の方法及び根拠

プロポーザル方式による随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）とする。

2. 業者の選考手順

- (1) 提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより審査する。
- (2) 審査結果により選定された業務委託候補者と業務内容の協議を行い、予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、業務委託候補者と協議が整わない等の理由で契約に至らなかったときは、次点者と協議の上、契約できるものとする。

3. 審査

(1) 審査員

観光スポーツ文化部長、デジタル推進課長、一般社団法人宇部観光コンベンション協会事務局、宇部商工会議所の計4名とする。

(2) 審査日時

令和5年7月18日（火）午後から 予定（正式な日時等は別途連絡）

(3) 審査会場

宇部市役所本庁舎3階 会議室3-4

(4) 審査対象

応募書類に不備不足がなく、提案上限額が60,000,000円（委託にかかる費用の上限【消費税及び地方消費税額を含む】）以下である業者

(5) 評価及び審査基準

別紙「選考審査基準」のとおり

4. 委託候補者の決定

- (1) 総合評価点数は、各評価員の点数の合計とする。
- (2) 各評価員の点数は、別紙「選考審査基準」により算定する。
- (3) 総合評価点数の合計が同点の場合には、「2業務内容」の点数の合計額の最も高い業者とし、それでも同じ場合には委員長の採点又は判断で受託者を決定する。